

国不建第641号
令和5年3月30日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和5年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。）について、別添1のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、別添2のとおり各保証事業会社社長あてに、別添3のとおり地方公共団体主管部局長等あてに、それぞれ通知しましたので、お知らせします。

なお、別添1～3に記載のとおり、東日本大震災の被災地域における前金払及び中間前金払の割合及び対象工事の範囲は、令和6年度以降は、被災地域外と同様の割合及び範囲とする予定ですので念のため申し添えます（詳細は別途通知する予定です）。

貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対しても、周知方お願いします。

財 計 第 1 8 2 0 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

公共工事の代価の前金払について

令和 5 年 3 月 2 8 日付国官会第 2 4 1 4 6 号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24146号
令和5年3月28日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
齊 藤 鉄 夫

公共工事の代価の前金払について

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5. 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

財 計 第 1 8 2 1 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

公共工事の代価の中間前金払について

令和5年3月28日付国官会第24147号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24147号
令和5年3月28日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
齊 藤 鉄 夫

公共工事の代価の中間前金払について

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が 1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が 1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の 1 0 分の 2 以内。	(1) 工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

国不建第 6 3 9 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

各保証事業会社社長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和 5 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。また、前払金の使途の範囲を拡大する特例についても継続されることとなりました。

これを受け、下記の通り取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

記

1. 東日本大震災の被災地域における前金払（中間前金払を除く。）の特例の対象となる公共工事及びその割合は、次のとおりとする。

（1）新規契約工事の取扱い

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものについては、請負代価の 1 0 分の 4. 5 以内。

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（2）過年度契約工事の取扱い

平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものについては、請負代価の10分の5以内。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものについては、請負代価の10分の4.5以内。

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（3）災害救助法が適用された市町村の区域の取扱い

平成23年3月12日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるものについては、請負代価の10分の5以内。

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

2. 東日本大震災の被災地域における中間前金払の特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

（1）平成23年3月12日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（2）平成23年3月12日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

※東日本大震災の被災地域における前金払及び中間前金払の割合及び対象工事の範囲は、令和6年度以降は、被災地域外と同様の割合及び範囲とする予定であるので念のため申し添える（詳細は別途通知する予定）。

貴殿におかれては、被災地域における前金払及び中間前金払の取扱いについて、適時に公共工事の発注者、建設業者団体及び保証契約者に対して周知徹底を図るようお願いする。

3. 使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を除く。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに請負契約を締結した工事であって特例を適用していないものについては、必要に応じて発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

別添

財 計 第 1 8 2 0 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

公共工事の代価の前金払について

令和5年3月28日付国官会第24146号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24146号
令和5年3月28日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
齊 藤 鉄 夫

公共工事の代価の前金払について

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5. 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

財 計 第 1 8 2 1 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

公共工事の代価の中間前金払について

令和5年3月28日付国官会第24147号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24147号
令和5年3月28日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
齊 藤 鉄 夫

公共工事の代価の中間前金払について

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が 1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が 1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の 1 0 分の 2 以内。	(1) 工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

国不建第 6 4 0 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

各都道府県主管部局長 殿

(契約担当課・建設業所管課扱い)

各政令指定都市主管部局長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和 5 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添 1 のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例及び前払金の使途の範囲を拡大する特例が継続されることとなったことから、別添 2 のとおり取り扱うこととしましたので、参考にされたく通知します。

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及び中間前金払については、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和 4 年 1 2 月 5 日付け総行第 3 3 1 号・国不入企第 3 4 号）により、資金調達の円滑化のため、総務省及び国土交通省より、前金払（中間前金払を含む。）について、「未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手續の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。」を要請しております。

貴職におかれては、地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化及びこれを通じた被災地域その他の地域における円滑かつ適正な施工の確保等を図る観点から、前払金における支払限度額を請負代価の 1 0 分の 4 未満の額としている場合は、その撤廃を見据えた見直し、中間前

金払の導入と認定手続の簡素化・迅速化、測量、調査及び設計等の業務における工事と同様の前金払制度の活用等、格段の御配慮をお願いいたします。

この他、東日本大震災の被災地域における国土交通省直轄工事の前金払及び中間前金払の割合及び対象工事の範囲は、令和6年度以降は、被災地域外と同様の割合及び範囲とする予定ですので念のため申し添えます（詳細は別途通知する予定）。

なお、前金払及びその特例の取扱いについて適切な対応を図るよう、各保証事業会社社長に対し別添3のとおり通知していますのでお知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしくお願いします。

財 計 第 1 8 2 0 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

公共工事の代価の前金払について

令和 5 年 3 月 2 8 日付国官会第 2 4 1 4 6 号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24146号
令和5年3月28日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
齊 藤 鉄 夫

公共工事の代価の前金払について

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5. 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

財 計 第 1 8 2 1 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

公共工事の代価の中間前金払について

令和5年3月28日付国官会第24147号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24147号
令和5年3月28日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
齊 藤 鉄 夫

公共工事の代価の中間前金払について

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が 1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が 1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の 1 0 分の 2 以内。	（1）工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 （2）工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。

（注）被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

国土交通省直轄工事に係る特例の対象工事

1. 国土交通省直轄工事に係る東日本大震災の被災地域における前金払（中間前金払を除く。）の特例の対象となる公共工事及びその割合は、次のとおりとする。

（1）新規契約工事の取扱い

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものについては、請負代価の10分の4.5以内。

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（2）過年度契約工事の取扱い

平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものについては、請負代価の10分の5以内。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものについては、請負代価の10分の4.5以内。

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（3）災害救助法が適用された市町村の区域の取扱い

平成23年3月12日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるものについては、請負代価の10分の5以内。

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

2. 国土交通省直轄工事に係る東日本大震災の被災地域における中間前金払の特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

(1) 平成23年3月12日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

(2) 平成23年3月12日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

3. 使途拡大特例の適用対象となる前払金(中間前払金を除く。以下同じ。)は、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事(国庫債務負担行為に係るものを含む。)に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費(労働者災害補償保険料を含む。)及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用(保証料を含む。)とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに請負契約を締結した工事であって特例を適用していないものについては、必要に応じて発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

国不建第 6 3 9 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

各保証事業会社社長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和 5 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。また、前払金の使途の範囲を拡大する特例についても継続されることとなりました。

これを受け、下記の通り取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

記

1. 東日本大震災の被災地域における前金払（中間前金払を除く。）の特例の対象となる公共工事及びその割合は、次のとおりとする。

（1）新規契約工事の取扱い

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものについては、請負代価の 1 0 分の 4. 5 以内。

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（2）過年度契約工事の取扱い

平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものについては、請負代価の10分の5以内。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものについては、請負代価の10分の4.5以内。

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（3）災害救助法が適用された市町村の区域の取扱い

平成23年3月12日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるものについては、請負代価の10分の5以内。

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

2. 東日本大震災の被災地域における中間前金払の特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

（1）平成23年3月12日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（2）平成23年3月12日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

※東日本大震災の被災地域における前金払及び中間前金払の割合及び対象工事の範囲は、令和6年度以降は、被災地域外と同様の割合及び範囲とする予定であるので念のため申し添える（詳細は別途通知する予定）。

貴殿におかれては、被災地域における前金払及び中間前金払の取扱いについて、適時に公共工事の発注者、建設業者団体及び保証契約者に対して周知徹底を図るようお願いする。

3. 使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を除く。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに請負契約を締結した工事であって特例を適用していないものについては、必要に応じて発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

別添

財 計 第 1 8 2 0 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

公共工事の代価の前金払について

令和5年3月28日付国官会第24146号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24146号
令和5年3月28日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
齊 藤 鉄 夫

公共工事の代価の前金払について

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5. 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

財 計 第 1 8 2 1 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

公共工事の代価の中間前金払について

令和5年3月28日付国官会第24147号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24147号
令和5年3月28日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
齊 藤 鉄 夫

公共工事の代価の中間前金払について

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が 1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が 1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の 1 0 分の 2 以内。	(1) 工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。